

幼児への贈与

税理士 嶋 賢治

対策への関心が高まっています。

子どもや孫に早いうちから自分の財産を渡しておくなどの相続税対策をしたいと考える方も多いのではないのでしょうか。

しかし幼児など未成年者への贈与は、通常の成人相手の贈与とすこし異なる点があるので注意が必要です。

2015年から相続税の基礎控除額が引き下げられて、相続税の課税対象となる方が増えたことにより、相続

意をもって管理しなければなりません。

このことから、赤ちゃんであれ親権者の同意のもと不動産の贈与を受けられますし、金銭の贈与も当然ながら受けることができます。

祖父母から孫への贈与は親権者である子の同意のもと簡単にできます。親から未成年の子への贈与も、親権者である親の一人芝居みたいなものですが、可能です。

贈与は口頭でも成立しますが、未成年の子への贈与で親権者が贈与契約した場合には、

誰に対する贈与なのか、贈与事実が存在していたかなどがわかりづらくなるため、贈与契約書を作成しましょう。

未成年の子に対する親権者自身からの贈与で、贈与税の申告がなされていたにもかかわらず、そのことが贈与の事実を証明するものではないと国税不服審判所で指摘されたこともあります。将来贈与の事実に疑義が生じないようにするためにも贈与契約書は大切です。

贈与の事実を裏付けるため、幼児の預金口座へ金銭を振り込むこ

とが一般的に行われています。

未成年者の預金口座は親権者等法定代理人である父母が作成することになります。

銀行等の店頭にお出かけならば、シャチハタなどゴム印製以外の印鑑と、手続する人との関係を証明する母子手帳・健康保険証・住民票などの関係書類が必要です。

最近わざわざ店頭に出向かなくても、ネットで手続きができるようになっていきますので、金融機関等で確認してください。